

## 「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関」 に登録されました。

働く人の心の健康をサポートするため、「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」（厚生労働省委託事業）がスタートしました。

職場におけるメンタルヘルス対策につきましては、平成 20 年度を初年度とする労働災害防止計画においても「過重労働による健康障害防止対策を講じた上で、労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等の実施、事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進すること」を重点として対策を推進していくことになっております。

特に、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応はメンタルヘルス対策上、重要であるという認識から、メンタルヘルス不調を感じた労働者がいつでも相談できる相談体制の整備とともに、相談時においてメンタルヘルス不調を把握した場合には、迅速に医療機関等に取り次ぎできる仕組みの構築が必要であると指摘されております。

このようなことから、事業場に対してメンタルヘルスの相談担当者の配置や事業場外資源の有効な活用についての啓発指導を行うとともに、事業場外資源のうちメンタルヘルス相談の専門機関に関し、一定の要件を満たしたものについて登録・公表することにより、メンタルヘルスに係る優良な事業場外資源の確保を図り、その利用を促進することになりました。

このたび、日本CHRコンサルティング株式会社の相談事業部が関西で初めてこの「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関」として承認され登録されました。

メンタルヘルス不調と思われる従業員が生じた際には、当社相談事業部におきまして、精神科医の面接、臨床心理士の心理相談などをお受けできるシステムです。企業様のCHR（Corporate Health Responsibility）を支援するシステムのひとつにしていく所存です。